

AIネットワーク社会推進会議 開催要綱（改）

平成 28 年 10 月
平成 29 年 10 月 改正
平成 30 年 10 月 改正
令和 5 年 3 月 改正

1 目的

総務省情報通信政策研究所が平成 28 年 2 月から 6 月まで開催した「AI ネットワーク化検討会議」において、AI ネットワーク化の進展を通じて目指すべき社会像として人間中心の社会像「智連社会」(WINS [ウインズ]) を提唱して、その基本理念を整理するとともに、AI ネットワーク化が社会・経済にもたらす影響とリスクの基礎的な評価を行った上で、AI の開発原則・指針の策定等今後の課題を整理した(同年 4 月に『中間報告書』、6 月に『報告書 2016』を公表。)

また、同年 4 月 29 日及び 30 日に行われた G7 香川・高松情報通信大臣会合において、高市総務大臣(当時)から、AI の開発原則の策定に向け、『中間報告書』に掲げる 8 項目からなるたたき台を配付し、OECD 等において国際的な議論を進めるよう提案したところ、各国から賛同が得られた。

これらの成果を受けた今後の取組として、開発原則及びその内容の解説からなる指針「AI 開発ガイドライン」(仮称)の策定に向けた国際的な議論の用に供すべき素案の検討や AI ネットワーク化が社会・経済の各分野にもたらす影響とリスクの評価について具体的な利活用の場面を想定したシナリオを作成しながら検討を更に深めることなど社会全体における AI ネットワーク化の推進に向けた社会的・経済的・倫理的・法的課題を総合的に検討することを目的として、これまでの「AI ネットワーク化検討会議」を発展的に改組して、「AI ネットワーク社会推進会議」を開催してきたところである。

これまで本推進会議において、「AI 開発ガイドライン」(仮称)の策定に向けた国際的な議論の用に供すべき素案(「国際的な議論のための AI 開発ガイドライン案」)を作成するとともに、AI ネットワーク化が社会・経済の各分野にもたらす影響とリスクの評価を行った(平成 29 年 7 月に『報告書 2017』を公表。)。また、AI ネットワーク化が進展した社会の将来像を描き AI の利活用における課題などを抽出したうえで、AI の利用者やデータ提供者が留意することが期待される事項に関する検討を行い「AI 利活用原則案」としてとりまとめた(平成 30 年 7 月に『報告書 2018』を公表。)

以上の成果を踏まえ、AI の利活用に関する指針のとりまとめ、AI 開発ガイドライン(仮称)の策定に向けた国際的な議論のフォローアップ等を行うとともに、AI の社会実装の推進とそれに向けた主に経済的な見地からの政策提言を行うこと等を目的として、引き続き、本推進会議を開催する。

2 名称

本会議は、「AI ネットワーク社会推進会議」と称する。

3 検討事項

- (1) AI の利活用に関する指針の検討
- (2) AI 開発ガイドライン(仮称)の策定に向けた国際的な議論のフォローアップ

- (3) AIの社会実装の推進とそれに向けた主に経済的な見地からの政策提言
- (4) (1)から(3)に掲げる事項のほか、社会全体におけるAIネットワーク化の推進に向けた社会的・経済的・倫理的・法的課題に関連する事項

4 構成及び運営

- (1) 本会議は、総務省情報通信政策研究所長（以下「所長」という。）の会議として開催する。
- (2) 本会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会議に、所長があらかじめ指名する議長、副議長及び顧問を置く。
- (4) 議長は、本会議の会合を招集し、主宰する。
- (5) 副議長は、議長を補佐するほか、議長が不在のときは、議長に代わって本会議の会合を招集し、主宰する。
- (6) 顧問は、本会議における検討に関し、議長に助言する。
- (7) 議長は、必要があると認めるときは、構成員（議長、副議長及び顧問を除く。）のうちから幹事を指名することができる。
- (8) 幹事は、議長及び副議長を補佐する。
- (9) 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- (10) 議長は、必要があると認めるときは、本会議の下に分科会及び検討会を設けることができる。
- (11) 分科会の長、構成員及び運営については、議長が定めるところによる。
- (12) 検討会の座長、構成員及び運営については、議長が定めるところによる。
- (13) 検討会の座長は、必要があると認めるときは、検討会の下にワーキンググループを設けることができる。
- (14) ワーキンググループの主査、構成員及び運営については、検討会の座長が定めるところによる。
- (15) その他本会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

5 議事の公開

- (1) 本会議、分科会、検討会及びワーキンググループの会合は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると議長が認める場合その他議長が必要と認める場合には、非公開とする。
- (2) 本会議、分科会、検討会及びワーキンググループの会合において配付した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、資料を公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると議長が認める場合その他議長が必要と認める場合には、非公開とする。
- (3) 本会議、分科会、検討会及びワーキンググループの会合であって、非公開とするものについては、原則として、その終了後に、議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 開催時期

本会議は、平成28年10月から開催する。

7 庶務

本会議の庶務は、総務省 情報通信政策研究所調査研究部及び情報流通行政局参事官室が行う。